

職員給与規程

改正	平成12年	5月19日	評議員会議案第12号
	平成12年	5月19日	理事会議案第13号
	平成12年	6月14日	評議員会議案第16号
	平成12年	6月14日	理事会議案第17号
	平成13年	3月21日	評議員会議案第35号
	平成13年	3月13日	理事会議案第47号
	平成13年	7月23日	評議員会議案第13号
	平成14年	3月27日	評議員会議案第24号
	平成14年	11月5日	評議員会議案第8号
	平成15年	3月20日	評議員会議案第27号
	平成15年	9月29日	評議員会議案第11号
	平成15年	11月14日	理事会議案第32号
	平成16年	2月26日	理事会議案第36号
	平成16年	6月16日	理事会議案第11号
	平成17年	2月23日	理事会議案第29号
	平成17年	3月28日	評議員会議案第10号
	平成17年	12月22日	理事会議案第23号
	平成18年	1月23日	理事会議案第24号
	平成18年	3月22日	理事会専決第5号
	平成19年	3月26日	理事会議案第37号
	平成19年	3月26日	理事会議案第42号
	平成19年	7月24日	理事会議案第17号
	平成19年	12月20日	理事会議案第25号
	平成20年	1月28日	理事会議案第28号
	平成20年	3月24日	理事会専決第1号
	平成21年	3月25日	理事会議案第19号
	平成22年	3月26日	理事会議案第17号
	平成23年	3月24日	理事会議案第27号
	平成23年	5月25日	理事会議案第12号
	平成24年	3月26日	理事会議案第25号
	平成25年	4月25日	理事会議案第3号
	平成26年	4月24日	理事会議案第2号
	平成28年	3月24日	理事会議案第19号
	令和3年	7月29日	理事会議案第14号
	令和4年	4月25日	理事会議案第2号
	令和5年	3月23日	理事会議案第24号
	令和5年	9月28日	理事会議案第18号
	令和6年	3月21日	理事会議案第35号
	令和6年	8月26日	理事会議案第7号
	令和7年	4月24日	理事会議案第2号

(平成31年 3月22日 理事会)

(趣 旨)

第1条 この給与規程（以下「規程」という。）は、社会福祉法人山ノ内町社会福祉協議会職員就業規則（以下「就業規則」という。）第60条の規定に基づく、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の構成)

第2条 給与の構成は、次のとおりとする。



第3条 給料は、本会の業績及び本人の経験、年齢、技能、職務遂行能力等を考慮して別に定める給料表（別表1）により会長が各人別に決定する。

2 職員就業規則第62条第1項に定める定年延長の経過措置の期間の給料については、年齢60歳に達した日以後における最初の3月31日時点の給料の7割とする。但し、7割の給料額が再雇用職員の適用される給料額（大学卒初任給の3号俸上位の金額）を下回る場合は、その額を適用するものとする。

（職務の級）

第4条 職員の職務は、業務の内容及び責任の度合いに基づき、これを前条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その職務の基準となるべき職務の内容は、標準職務表（別表2）による。

（初任給等）

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号俸は、会長が別に初任給基準表（別表5）により決定する。ただし、経験年数換算表については、別表3による。

2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、昇格等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

4 職員が死亡したときは、その日まで給料を支給する。

5 第1項及び第2項の規定により給料を支給する場合にあっては、その月額は、その月の現日数から週休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（昇給）

第6条 職員が現に受けている号俸を受けるに至ったときから、12月を下らない期間の勤務成績、技能、功績その他の事項を考慮して、1号俸上位の号俸に昇給させることができる。

2 前項の昇給において、昇給できる年齢は、55歳までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、本会の業績が著しく低下したとき、又は、やむを得ない事由がある場合には、昇給を行わないことがある。

4 勤務成績が特に良好であるもの等においては、第1項の規定にかかわらず期間を短縮し、若しくはその現に受けている号俸より2号俸上位の号俸まで昇給させ、又はそのいずれかをも併せて行うことができる。

5 給料月額が、その属する職務の級における給料の幅の最も高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は昇給しない。ただし、それらの給料月額を受けている職員で、給料月額を受けるに至ったときから24月を、下らない期間を良好な成績で勤務した者、勤務成績が特に良好である者等については、その職員の属する職務の級における給料の幅の最高額を超えて、会長が定めるところにより昇給させることができる。

（給料関係の実施規定等）

第7条 前各条に定めるもののほか、職員の給料表の適用、職務の級の資格基準、初任給及び昇格に関し必要な事項は、山ノ内町が定めるところの例による。

（扶養手当）

第8条 扶養手当の支給に関する取扱は、「町条例第3章」の規定を準用する。

（住居手当）

第9条 住居手当の支給に関する取扱は、「町条例第3章の2」の規定を準用する。

（時間外勤務手当）

第10条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員（管理職である事務局長及び事務局次長と係長は除く。）には、正規の時間外に勤務した全時間に対して、勤務時間外手当を支給する。

2 前項の手当は、正規の1時間当たりの給料額に、勤務の区分に応じ、次の割合を乗じて得た額をもって算出した額とする。

(1) 勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にあっては、100分の150

(2) 休日勤務のときにあっては、100分の135

（就業規則第38条の規定による振替日を含み、第37条後段による勤務を命ぜられた日は含まない。）

(3) 前号に掲げる勤務以外の時間外勤務にあっては、100分の125

3 第2項の規定による正規の時間外勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間（40時間）に52を乗じたもので除して得た額とする。

(期末手当)

第 11 条 期末手当は、町条例第 6 章の規程に準じて支給する。ただし、本会の業績の低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給時期を延期し、または減額したり、支給しないことがある。

(寒冷地手当)

第 12 条 寒冷地手当は、以下の基準により算出し、給料に併せ支給する。

ただし、本会の業績の低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給時期を延期し、または減額したり、支給しないことがある。

(1) 世帯主、準世帯主の場合 10,000 円×5 か月間=50,000 円

(2) 上記以外の場合 6,000 円×5 か月間=30,000 円

(通勤手当)

第 13 条 通勤手当は、町条例第 8 章の規程に準じて支給する。

(勤勉手当)

第 14 条 勤勉手当は、町条例第 9 章の規程に準じて支給する。ただし、本会の業績の低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給時期を延期し、または減額したり、支給しないことがある。

(役職手当)

第 15 条 役職手当は、次のとおり支給する。

(1) 管理職手当は、基本給の以下を乗じた額とする。

事務局長 100分の15

事務局次長 100分の13

係長 100分の10

(2) 係長手当———月額 (上記(1)に規定した為廃止)

(3) 介護保険事業管理者手当 月額 7,000円

(4) 主任手当 月額 5,000円

(5) 出納責任者手当 月額 5,000円

(6) 同一の職員が二つ以上の手当を受けるに至ったときは、支給金額の最も多い手当とし、二つ以上の手当は支給しないものとする。

(特殊勤務手当)

第 16 条 特殊勤務手当は、次の特殊勤務を行う職にある者に支給する。

(1) 看護師 月額 15,000円

(2) ホームヘルパー 月額 10,000円

(3) 同一の職員が上記二つの手当を受けるに至ったときは、支給金額の最も多い手当とし、二つ以上の手当は支給しないものとする。

(4) 介護支援専門員 月額 24,000円

上記の他、夜間携帯電話所持対応手当

月額 4,800円

(但し、兼任業務の場合は、業務換算率での支給とする。また、事業所内の所員の員数に大きく増減がある場合には、所持回数から見直すものとする。)

(5) 栄養士 月額 5,000円

(6) 普通自動車運転 1回 150円 (但し、12月～3月の冬期は200円)

(7) 大型自動車運転 1回 300円 (但し、12月～3月の冬期は400円)

(8) 資格取得祝い金 (一時金) 1回 20,000円

(但し、対象資格は看護師、3福祉士(介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士)他とする)

1回 10,000円

(但し、対象資格は准看護師、介護支援専門員、栄養士他とする)

(9) 資格所持手当 年間 10,000円

(但し、対象資格は3福祉士(介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士)とする)

(期末及び勤勉手当の支給時期等)

第 17 条 第 11 条の期末手当及び第 14 条の勤勉手当の支給時期並びに金額については、町条例の規定にかかわらず、次の基準により算出し、給料に併せ支給する。

基準日	期末手当	勤勉手当
6月1日	1.25	0.75
12月1日	1.25	0.75
3月1日	0.5	—

2 基準日（6月1日と3月1日）以前3箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 3箇月 100分の150
- (2) 2箇月以上3箇月未満 100分の70
- (3) 1箇月以上2箇月未満 100分の50
- (4) 1箇月未満 100分の30

~~3 介護職員処遇改善交付金の支給については、昇給分を除いた月額7,000円に、当該交付金の対象月数を乗じた金額を、3月1日の基準日に、給料に併せて支給する。~~

~~4 特定介護職員処遇改善交付金の支給については、当該交付金の規定を準用する。ただし、常勤換算に乗じた金額を、3月1日の基準日に、給料に併せて支給する。~~

~~5 特定介護職員処遇改善交付金を拡充する手当の支給については、別に定める社内規定を準用する。ただし、本会の業績により常勤換算に乗じた金額を、3月1日の基準日に、給料に併せて支給する。~~

3 介護職員等処遇改善加算については、旧来の3加算（介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算）を一本化し、新加算Ⅱの区分により算定した当該加算の対象月数を乗じた金額を、3月1日の基準日に、給料に併せて支給する。ただし、業務形態により常勤換算に乗じた金額とし、介護職員等処遇改善加算の支給基準については、別に定める。

（休暇等における給料等）

第18条 次に掲げる休暇は、有給とする。

- (1) 就業規則第45条の年次有給休暇
- (2) 就業規則第46条第2項の療養休暇
- (3) 就業規則第47条第1項の特別休暇（ただし、同条同項第8・9号は除く）

2 就業規則第52条の介護休業は、一日を休業単位とする場合は無給とする。ただし、1時間を休業単位とする場合は、1時間当たりの給料に介護休業時間の合計時間数を乗じた額を差し引き支給するものとする。

（サービスの基本）

第19条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出の時間については、1時間当たりの給料に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。

（給与の計算期間及び支払日）

第20条 給与は当月分を毎月15日に支払う。ただし、時間外勤務手当については毎月末日に締切り、翌月15日に支払うものとする。なお、条件付採用期間については、当月分を翌月15日に支払うものとする。ただし、支払日が休日に当たるときはその前日に繰り上げて支払うものとする。

2 計算期間中の中途で採用され、又は退職した場合の給与は、当該計算期間の出勤日数を基準に日割り（1か月を30日とする）計算して支払うものとする。

（給与の支払いと控除）

第21条 給与は、職員に対し、現金で直接その全額を支払う。ただし、職員が希望した場合は、その職員の指定する本人名義の金融機関の預貯金口座への振込により支払うものとする。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
- (4) 健康保険（介護保険を含む）および厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
- (5) その他職員代表との書面による給与から控除することとしたもの

（退職手当）

第22条 退職手当は、長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金制度に加入している職員が退職又は死亡した場合に支給するものとし、退職した場合にはその者に、死亡した場合にはその遺族に支給する。

- 2 退職手当の額及び支給方法については、長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金規程第23条から第33条までを適用する。
- 3 定年延長の経過措置の間、60歳に達した日以後における最初の3月31日を支給基準日とするものとする。

(事業場内最低賃金)

第23条 本会における最も低い賃金額は、時間給又は時間換算額1,005円とする。ただし、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第7条に基づく最低賃金の減額の特例許可を受けた者を除く。

- 2 前項の賃金額には、最低賃金法第4条第3項に定める賃金を算入しない。また、時間換算額の算出方法は、最低賃金法施行規則第2条の定めるところによる。

(補則)

第24条 この規程の実施に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1. この規程は、平成13年8月1日から施行する。
2. 削除。
3. この規程の施行日において現に在職する職員にかかわる下記の事項については、この規程にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 第6条第2項に関する事項については、次のとおり読み替えるものとする。
 - 昭和22年3月31日までに生まれた者は、58歳
 - 昭和22年4月1日から昭和23年3月31日までに生まれた者は、57歳
 - 昭和23年4月1日から昭和24年3月31日までに生まれた者は、56歳
 - 昭和24年4月1日以降に生まれたものは、55歳
 - (2) 第19条第1項第3号の内、産前・産後の休暇については、有給とする。

附則

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第18条の規定については、平成13年4月1日から適用するものとする。

附則

この改正規定は、平成14年10月1日から適用する。

附則

この改正規定は、平成15年4月1日から施行し、第18条の規定について、平成15年3月1日基準日の支給分を、平成15年3月支給分に限り、0.5を0.7と読み替え支給する。

附則

この改正規定は、平成15年10月1日から施行する。

附則

この改正規定は、平成15年12月1日から施行する。

附則

この改正規定は、平成16年3月1日から施行し、第18条の規定について、平成16年3月1日基準日の支給分を、平成16年3月支給分に限り、0.5を行一給料表該当者には0.9、別表5の該当者には0.75と読み替え支給する。

附則

この改正規定は、平成16年7月1日から施行する。ただし、第18条第2項、附則2の規定については、平成15年4月1日から施行するものとする。

附則

この改正規定は、平成17年3月1日から施行し、第18条の規定について、平成17年3月1日基準日の支給分を、平成17年3月支給分に限り、0.5を0.9と読み替え支給する。

附則

この改正規定は、平成17年4月1日から施行する。(第17条を削除し、第18条以下1条ずつ繰り上げる)

附則

この改正規定は、平成17年12月1日から施行し、第17条の規定について、平成17年12月1日基準日の支給分を、平成17年12月支給分に限り、0.5を0.75と読み替え支給する。

附 則

この改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、理事会の承認の日から施行し、平成18年3月1日から適用する。第17条の規定について、平成18年3月1日基準日の支給分を、平成18年3月支給分に限り、0.5を0.7と読み替え支給する。

附 則

この改正規定は、理事会の議決の日から施行し、平成19年3月1日から適用するものとする。

附 則

この改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、理事会の議決の日から施行し、平成19年4月1日から適用するものとする。

附 則

この改正規定は、平成20年1月1日から施行し、平成19年4月1日から適用するものとする。第17条の規定について、平成19年12月1日基準日の支給分を、平成19年12月支給分に限り、0.725を0.775と読み替え、その差額増の0.05分は、平成20年1月30日支給する。

附 則

この改定規定は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、理事会の承認の日から施行し、平成20年3月1日から適用するものとする。第17条の規定について、平成20年3月1日基準日の支給分を、平成20年3月支給分に限り、0.5を0.7と読み替え支給する。

附 則

この改定規定は、平成21年4月1日から施行する。第16条第1項第7号の規定について、経過措置として、平成21年4月1日以前に資格取得した者に対しても支給する。

附 則

この改定規定は、理事会の議決の日から施行し、平成22年3月1日から適用する。第17条第3項について、平成21年10月から22年1月までの対象月分を、平成22年3月支給とする。以下、平成22年2月から23年1月までの対象月分を、平成23年3月支給。平成23年2月から24年1月までの対象月分を、平成24年3月支給。平成24年2月から24年3月までの対象月分を、平成25年3月支給とする時限適用とする。

附 則

この改定規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、理事会の議決の日から施行し、平成23年5月1日から適用する。

附 則

この改定規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改定規定は、理事会の議決の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この改定規定は、理事会の議決の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この改定規定は、平成28年4月1日から施行する。但し、第16条第1項(9)について、各年度対象分を、当該年度3月支給とする。

(附 則

平成31年3月22日 理事会において)

附 則

この改定規定は、理事会の議決の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この改定規定は、理事会の議決の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(介護職員処遇改善支援補助金(令和4年10月からは、介護職員等ベースアップ等支援加算)を財源にし、給料表のベースアップを図り、別表1の通りに改正する)

附 則

この改定規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改定規定は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この改定規定は、令和6年4月1日から施行する。

(介護職員処遇改善支援補助金(令和6年2, 3月手当支給とし、)を、令和6年4月からは財源にし、給料表のベースアップを図り、別表1の通りに改正する)

附 則

この改定規定は、令和6年9月1日から施行する。

附 則

この改定規程は、理事会の議決の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。